(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北斗市中山一七〇番一地先から同市中山一七三番一まで	前	三四・四二メートル	〇・二六五キロメートル
	後	二九・九一～五八・二二メートル	〇・二六五キロメートル
北斗市中山二一〇番一から同市中山二一四番一まで	前	三一・九二～三七・〇〇メートル	四一・六〇～七六・五二メートル	〇・二四七キロメートル
	後	三一・四一～三四・九一メートル	七八・一七～一三四・九八メートル	〇・六四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
函館市絵紙山町四二番から同市絵紙山町二番一まで	前	二四・一四～四一・六八メートル	〇・一一九キロメートル
	後	二四・一四～四八・五三メートル	〇・一一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道勇払郡占冠村字占冠国有林上川南部森林計画区上川南部森林管理署一一二〇林班ぬ小班地内	前	二五・四七～二九・一八メートル	〇・〇五三キロメートル
	後	二六・五五～三八・七八メートル	〇・〇五三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道様似郡様似町西町一〇〇二番二から同町西町六八番一地先まで	前	一九・四九～二三・一九メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二〇・二七～三六・〇一メートル	〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、四月二十四日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第五十六条の五第一項中「同じ。）」の下に「又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）」を加える。

第二百三十四条の二中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

第二百五十六条の二第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規則は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程は、四月二十四日次のとおり議決された。

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程

衆議院情報監視審査会規程（平成二十六年六月十三日議決）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年法律第百八号」の下に「。以下この条において「特定秘密保護法」という。」を加え、「同法」を「特定秘密保護法」に改め、「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下この条において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について」を、「からの特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を、「規定する行政機関の長」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行政機関の長」を加える。

第四条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加え、同条第二項中「部分及び」を「部分並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

第五条第三項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

第十一条中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

第十八条の見出し、第二十条（見出しを含む。）、第二十七条（見出しを含む。）並びに第二十八条の見出し及び同条第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第三十一条の見出し中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第一項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

議案送付

五月十三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件